

「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の一部改正について（概要）」に関する意見

2013年（平成25年）2月8日

日本弁護士連合会

厚生労働省が意見募集している「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の一部改正について（概要）」に関して、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

1 意見の趣旨

概要「2. 主な改正の内容」中「第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項」の項目について、次の(1)から(3)までのとおり修正すべきである。

(1) 「養育費の確保策」について

概要に列挙の施策に加え、当連合会が2004年（平成16年）3月19日に公表した「養育費支払確保のための意見書」（別紙1）で提言した施策のうち、未だ実現していないもの（具体的には、養育費取決め届出制度、養育費支払命令制度、養育費立替支払制度、税制上の優遇制度）を付加すべきである。

(2) 「経済的支援策」について

上記概要に列挙の施策に加え、当連合会が2013年（平成25年）1月11日に公表した「寡婦控除における非婚母子に対する人権救済申立事件」（別紙2）で要望したとおり、非婚の母に対して所得税法2条1項30号の定める「寡婦控除」をみなし適用することにより、国民健康保険料、公営住宅入居資格及びその賃料、保育料等の算定にあたり婚姻歴のある寡婦との差別を解消すべきである。

(3) 項目の追加

上記概要に列挙の施策に加え、「就業支援に加え、児童扶養手当をはじめとする給付を一層充実させることが必要である」旨の項目を追加すべきである。

2011年（平成23年）10月7日付け人権擁護大会決議「希望社会の実現のため、社会保障のグランドデザイン策定を求める決議」でも、当連合会は

この点を指摘している。2010年（平成22年）の母子家庭の相対的貧困率は2007年（平成19年）と比べるとわずかながら減少しているが、未だ5割が貧困であることからしても、児童扶養手当をはじめとする給付の一層の充実は急務である。

#### 添付資料

- 別紙1 「養育費支払確保のための意見書」（2004年3月19日）
- 別紙2 「寡婦控除における非婚母子に対する人権救済申立事件（要望）」  
（2013年1月11日）